

自動販売機設置業者の募集について

本校で令和5年度4月から自動販売機を設置する業者を募集いたします。
希望される場合は下記連絡先までご連絡ください。

募集期間:令和5年2月24日(金)から令和5年3月3日(金)まで

1. 設置場所 東京都北区十条台1-8-41 東京都立王子特別支援学校(北棟1階地域交流室前)
2. 設置期間 令和5年4月3日から令和8年3月31日(3年間)
3. 設置台数 2台 ※貸付面積は2.4㎡(3.0m×0.8m)程度。
4. 自動販売機の規格 (1)設置する自動販売機は車椅子対応の可能なもの(ユニバーサルデザイン)とする。
(2)漏電遮断の設備を要し、壁及び床に固定し転倒防止を図る。
5. 費用負担 自動販売機の設置(電気子メーター代含む)・維持管理・撤去にかかる費用は、設置者が負担する。
6. 使用料 市場より低廉な価格で販売する場合は免除する。
7. 光熱水費 (1)自動販売機設置に伴う光熱水費は設置者が負担する。
(2)電気料金は1か月単位で次のように算出し納入する。
専用の子メーターを設置者が取り付け、学校の親メーターから算出した電気料金を、東京都が定める計算式をもとに算出し、学校が発行する納入通知書により東京都に納入する。
8. 販売品目 水、茶類、スポーツ飲料、果汁飲料、清涼飲料水、バランス栄養食、フルーツ大豆バー等
9. 販売容器 スチール缶、アルミ缶、ペットボトル等
10. 維持管理 (1)商品の補充を適宜行い、売上金の回収・釣銭の補充・自動販売機内外の清掃等を行うこと。
(2)消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
(3)販売した飲料水等の容器は、設置者が回収箱を設け、毎週月曜日から金曜日までの間に2回以上無料回収し、関係法令に基づいて適切に処理すること。回収箱から使用済み容器があふれないようにすること。
11. 協定書 設置にあたっては、電気料金に関する協定をとりかわす。
12. その他 (1)災害等緊急時飲料提供型とすること。
(2)感染症対策済みの自動販売機とすること。
(3)故障等緊急時の対応を迅速に行うこと。
(4)購入は、現金だけでなくPASMO・Suica等電子マネーによっても行えるようにすること。
(5)行事等(文化祭・体育祭等)の際には、前日に商品の補充を行う等、学校からの要望にできるだけ対応すること。

【連絡先】 東京都立王子特別支援学校 経営企画室 福田

TEL:03(3909)8777

受付時間:平日(土日祝日を除く)9時00分~17時00分